

# 新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた 歴史文化施設利用に関するガイドラインについて

令和2年5月8日（金）歴史文化課

令和2年6月19日（金）改定

令和2年9月19日（土）改定

## 1 ガイドライン策定に至る経緯

令和2年5月5日付けで、新潟県「新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置」が改正されました。

以後「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持」の両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととされ、遊興施設等、運動、遊技施設以外は「徹底した感染防止策」を講じることとなりました。

今後は上記措置を踏まえ、本市における歴史文化施設の利用に関するガイドラインを策定し、当面の間、本ガイドラインに基づく運営を行うこととします。

## 2 ガイドラインの考え方

- (1) 根拠 県「新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置」
- (2) 構成 ①来館者に対する要請 ②施設管理に関する対応  
③イベント、貸館等に関する対応
- (3) ほか ①本ガイドラインを活用し、各施設が諸事項を加除修正し策定  
②来館者への周知・・・本ガイドライン骨子とともに、「新しい生活様式」の実践例をWEBサイト・館内掲示で周知

# 新型コロナウイルス感染拡大予防に向けた 歴史文化施設利用に関するガイドライン

令和2年〇月〇日（〇） 〇〇〇〇館

## 1 来館者に対する要請

### （1）入館時

#### ① 発熱・咳・喉痛症状者への対応

新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられていることから、全ての入館者に対し、発熱や咳・喉頭痛などの症状の有無を、館内掲示や口頭で確認し、症状がある場合は入館をご辞退頂くよう促してください。

#### ② 手指の消毒

接触感染予防の観点で、入口など要所に消毒液を設置し、全ての来館者に手指の消毒を促してください。

#### ③ マスク等の着用

飛沫感染予防の観点で、全ての来館者にマスク、若しくは鼻・口にタオル等をあてるなどの措置を取るよう促してください。

#### ④ 入館者多数の場合の待機

1メートルを目安として対人距離を確保する必要があるため、予め、観覧動線の距離を測定の上、適切な入館者数（※1）を算出・把握（※2）し、超過した場合は、待合等に待機いただくなどの措置をとってください。

（※1 適切な入館者数については、各館が別途定めてください。）

（※2 入館者数把握手段については機器導入なども含め検討してください。）

### （2）入館中

#### ① 対人距離を確保した観覧

1メートルを目安として対人距離をとりながら観覧するよう、館内掲示や口頭で来館者に促してください。

また、受付などで来館者が並ぶ場合、一定の対人距離（1メートル以上）を確保するための待機線を設置してください。

## ② 手の接触機会の抑制

接触感染予防の観点で、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所への接触機会の抑制が図れるよう、館内掲示や口頭で来館者に促してください。

## ③ 一定数が参集する場合の間隔確保

飛沫、接触感染予防の観点で、休憩場所や、集会室、閲覧室、ミニシアター等、一定数が参集する場所では、密集を回避する措置を講じた上、館内掲示や口頭で来館者に促してください。

## ④ トイレ使用時の注意

感染防止の観点で、トイレ使用時は、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう、館内掲示や口頭で来館者に促してください。

## 2 施設管理に関する対応

### (1) 入館時

#### ① 受付スタッフのマスク着用、手指消毒の徹底

飛沫、接触感染予防の観点で、受付スタッフ等、来館者と接触する全ての職員はマスクの着用、こまめな手指消毒を徹底してください。

#### ② 受付等、人対面箇所でのアクリル板、ビニールカーテン等の設置

飛沫感染予防の観点で、受付等、人と人が対面する場所はアクリル板、透明ビニールカーテンでの遮蔽を検討してください。

#### ③ 配布物は最小限に抑制

接触感染予防の観点で、パンフレット等配布物の手渡しは最小限に抑え、必要に応じデジタルデータ配布への代替などの措置を検討してください。

#### ④ 来館者への要請事項等のポスター作成、及び掲示

上記「1 来館者に対する要請」の内容をわかりやすくポスターにまとめ、館内各所に掲示して周知に努めてください。

## (2) 施設内

### ① 館内消毒の実施

不特定多数の触れる環境表面（テーブル、ドアノブ、椅子の背もたれ、展示用タッチパネルなど）を洗剤、漂白剤（界面活性剤含有）で定期的に清拭してください（可能なら清掃業者にも協力依頼してください）。

### ② 換気の徹底

飛沫感染予防の観点で、館内各所のこまめな換気を徹底してください。  
窓の開閉で換気を行う場合、できるだけ2つの窓を同時に開けるなど空気の流れが生じるよう工夫してください。

### ③ 休憩スペース（来館者用・スタッフ用とも）の3密回避等

対人距離（1メートル目安）を確保できる座席配置とし、あわせて対面状態となることを回避してください。

また、常時換気し、物品（テーブル、椅子など）を上記「① 館内消毒の実施」にならって定期的に消毒してください。

入退室時や飲食（館として認めている場合）前後は手洗いを励行してください。

### ④ 図書室等の対応

図書室等、来館者が自由に図書を閲覧できる部分については、接触感染予防の観点で、各館で当面の運用を定めてください（自由閲覧を見合わせるなど）。

### ⑤ 日々スタッフの健康状態を確認

朝礼時など相互に体調確認し、万一の場合ただちに検温できるよう準備してください。

## 3 イベント、貸館等に関する対応

### (1) イベント

#### ① 開催判断の目安

参加者は屋内の場合収容定員の 100 パーセント以内とし、席が定まっていない場合でも各参加者間の適切な間隔（1メートル程度）が確保できるようにしてください。

## ② 3密の回避

参加者を収容定員の 100 パーセント以内としながらも、適切な対人距離が確保できるような環境としてください。

## ③ 飛沫感染リスクの回避

イベント内容は大声、歌や声援、長時間の近距離での会話が伴わないものとし、屋内開催では換気を十分に行ってください。

## (2) 貸館

### ① 貸館承諾判断の目安

貸館承諾にあたっては、上記「(1) イベント」にならい、3密、飛沫感染などのリスク回避対策が十分か主催者に確認し、不十分な場合は是正を要請してください。

## 4 その他

### (1) ウイルス対策用物品の確保

アルコール消毒液、マスクなどウイルス感染対策用物品の在庫状況を常に確認し、各方面と情報交換、連携しながら欠品のないようにしてください。

### (2) 団体対応

団体客については、3密状態とならないことを条件とし、慎重に受け入れを検討することとします。

### (3) ガイドラインの見直しについて

今後、国・県の方針変更など諸条件の変化に伴い、随時このガイドラインの内容見直しを行うこととします。